

看護師等修学資金貸与制度のお知らせ

昭和病院企業団（地方自治法第284条第1項に基づく特別地方公共団体（一部事務組合））では、昭和58年度から現在看護師等の養成施設に在学中であって、将来、公立昭和病院の看護職員を志望する方を対象に修学資金を貸与する制度を実施しています。

その制度の概要及び申込手続等については、下記のとおりです。

記

1 貸与の資格

- (1) 助産師、看護師を養成する学校又は養成所に在学中の者
- (2) 成績優秀にして、かつ、心身健全である者
- (3) 学校又は養成所を卒業後、公立昭和病院において3年以上（貸与年数が3年に満たない場合は2年間）看護業務に従事する意思を持っている者（前提として職員採用選考の受験資格を満たす者であること）
- (4) 他の病院から同種の修学資金を借り受けていない者

2 貸与の金額及び期間

種 別	助産師・看護師	
	大 学	短大・専門学校等
貸与月額	35,000円	30,000円
期 間	養成施設の正規の修業期間中貸与します。	

3 修学資金の返還免除

養成施設卒業後、公立昭和病院において、3年以上看護業務に従事した場合は、貸与額全額の返還を免除します。また、1年以上（3年未満）従事した場合は、貸与額の一定割合の免除を受けることができます。

4 修学資金の返還

修学資金の貸与を受けた方が、次に掲げる事項に該当した場合は、それまでに貸与した修学資金を返還していただきます。

- (1) 養成施設を退学等のため、途中で貸与を中止されたとき。
- (2) 養成施設卒業後、ただちに公立昭和病院において看護業務に従事できなかったとき。
- (3) 養成施設を卒業した年に免許を取得できなかったとき。
- (4) 公立昭和病院に就職後、在職期間が3年未満（貸与年数が3年に満たない場合は2年未満）で退職したとき。この場合の返還金額は、貸与金額から減額されたものになります。

5 平成30年度貸与者の募集

(1) 貸与を希望する者は、修学資金申込書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添付してお申し込み下さい。

ア 養成施設の発行する在学証明書

イ 健康診断書（養成施設で受診された方は、その写でも可）

ウ 住民票の写（生計を共にしている家族全員分）

エ 連帯保証人の住民票の写（ただし、貸与の決定した者のみ、後日提出となります。）

(2) 連帯保証人の資格

貸与の申し込みには、連帯保証人を2名必要とし、その主な要件は次のとおりです。

ア 一定の職業を有し、独立の生計を営んでいること。

イ この修学資金について、他の者の保証人となっていないこと。

(3) 申込期限

平成30年5月21日（月）

(4) 貸与者の決定（予定）

書類審査及び面接選考により行います。

(5) 面接日

平成30年6月中旬（受付終了後、申込者に連絡します。）

(6) 貸与決定の発表

平成30年6月下旬以降（申込者に通知します。）

(7) 貸与期日

原則として、奇数月に2ヵ月分をまとめて貸与します。

（第1回目の貸与は4ヵ月分をまとめて、7月に貸与します。）

6 その他

申込書の請求等に関する詳細については、下記へお問い合わせください。

〒187-8510 小平市花小金井八丁目1番1号

公立昭和病院 事務局総務課人事研修係

TEL 042 (461) 0052 内線 2248・2249